

事 務 連 絡
令和 7 年 6 月 2 日

県内の医療措置協定締結薬局 御中

兵庫県保健医療部疾病対策課
感染症対策推進班

令和 7 年度の感染症対応に係る薬局の研修受講方法等について

平素は、本県の感染症対策行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

感染症法に基づく医療措置協定を締結した薬局には、年 1 回以上、感染症に関する「研修」「訓練」「対応の流れの点検」の実施をお願いしており、兵庫県における取扱いを令和 7 年 4 月 28 日付け事務連絡「感染症対応に係る薬局の研修等について」でお知らせしたところです。

同事務連絡で別途お知らせとしていました「日本薬剤師会の Web 研修プログラム」について、6 月 2 日より受講可能となりましたので、下記のとおり受講方法等をお知らせします。また、兵庫県薬剤師会から研修会の情報提供がありましたので、あわせてお知らせします。

今年度も引き続き、年 1 回以上の「研修」「訓練」の受講（参加）をよろしく願いいたします。

記

1 日本薬剤師会の Web 研修プログラム（研修及び訓練）

（1）受講（参加）方法

6 月 2 日以降、受講可能となります（薬剤師会会員以外も受講可能）。

受講希望の方は、下記の兵庫県薬剤師会ホームページ内の会員または非会員サイト“お知らせ”欄の「感染症法に基づく医療措置協定における「研修」「訓練」について」をご参照のうえ、受講ください。

(<https://www.hps.or.jp/>)

（2）受講（参加）の留意事項

- ・全プログラム受講後に発行される「修了証」は、医療措置協定の協定の有効期間※終了から 1 年以上、自局で保管してください。

（※医療措置協定の有効期間：現協定は令和 9 年 3 月 31 日まで。）

- ・研修プログラムのうち「4. 個人防護具の適正使用」の受講時には、合わせて自薬局内で PPE の着脱訓練の実施が必要です。（「訓練」は、映像を視聴するだけではなく、参加者が、実際に着脱訓練等を実践する必要があります。）

2 兵庫県薬剤師会主催の研修会（訓練を含む）

（１）開催予定（いずれもオンライン開催）

開催日時	研修名
令和 7 年 8 月 23 日（土） 15:00～17:00	第 1 回「感染症対応に関する研修会」
令和 7 年 9 月 21 日（日） 15:00～17:00	第 2 回「感染症対応に関する研修会」

※第 1 回と第 2 回は同じ内容で、訓練を含んだカリキュラムです。

（２）申し込み方法

受講希望の方は、下記の兵庫県薬剤師会ホームページ内の会員または非会員サイト“お知らせ”欄の「感染症法に基づく医療措置協定における「研修」「訓練」について」をご確認いただき、お申し込みをお願いします。

なお薬剤師会会員以外も受講可能ですが、定員超過の場合は薬剤師会会員が優先されとのことです。また会員以外が受講する場合の受講料等は下記ホームページをご参照ください（会員は受講料不要）。

(<https://www.hps.or.jp/>)

【参考 1】「研修」「訓練」の実施・参加方法

兵庫県では、下記（１）（２）いずれかにより、「研修」及び「訓練」の受講（参加）をお願いしています。詳細は令和 7 年 4 月 28 日付け事務連絡をご参照ください。

（１）日本薬剤師会の Web 研修プログラムによる「研修」「訓練」の受講等

（２）兵庫県薬剤師会等（県薬剤師会、薬剤師会支部、その他研修等を実施する団体等を指す。以下同じ。）が主催する新興感染症に関する研修会

【参考 2】「研修」「訓練」の受講（参加）対象者

当該薬局に所属する医療従事者等が全員、受講（参加）することが望ましい、としています。

なお、管理薬剤師及び新興感染症発生・まん延時に感染症患者対応を行う薬剤師等の受講・参加は必須としています。

【問合せ先】

兵庫県疾病対策課

TEL 078-362-3264

MAIL shinkou-kansen@pref.hyogo.lg.jp